

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

応募締切日
7/20 (月)
相談はお早めに!

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました!

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付期間】 第1回

令和2年6月29日(月) ~ 令和2年7月20日(月)



【実施期間】

令和2年5月14日(木) ~ 令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。



経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします!

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)

※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】

